

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（単位前条第三項に定めるところによる換算により重油の量に換算したキロリットル毎時）

a 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b ○・八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数

$Q = (C_m / C_m^o) \cdot Q_o$

(一)の式において、 Q 、 Q_o 、 C_m 及び C_m^o は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量（單位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

Q○ 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の量（單位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

C m 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度（単位 体積百万分率）。ただし、前項第二号ただし書の規定により特別の値を用いて算定する場合にあつては、当該三以上の特定工場等に係る C_m は、その合計が都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度の一・五倍を超える二倍を超えないよう定めるものとする。

C m o Q_o に係る最大重合地上濃度（単位 体積百万分率）

規制基準は、硫黄酸化物に係る同条第一項の総量規制基準を第一項第一号により定める場合にあつては第一号に掲げる算式を、同項第二号により定める場合にあつては第二号に掲げる算式を、それぞれ基本とした算式により定めるものとする。

$C_m = W_b + r \cdot a \cdot ((W + W_i)^{-b} - 1)$

(この式において、 Q 、 W 、 W_i 、 a 、 b 及び r は、それぞれ次の値を表すものとする。)

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（ W_i を除く。）（単位 前条第三項に定めるところによる換算により重油の量による換算したキロリットル毎時）

W_i 特定工場等に都道府県知事が定める日後に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（単位 前条第三項に定めるところによる換算により重油の量に換算したキロリットル毎時）

a 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数（前項第一号の式において用いられる a と同じ値とする。）

b ○・〇八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数（前項第一号の式において用いられる b と同じ値とする。）

r ○・三以上〇・七以下の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の設置の状況の推移等を勘案して定める定数

$Q = r \cdot (C_m / C_{m-i}) \cdot Q_i$

ただし、新たに硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置された特定工場等（硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となつたものを含む。）については、次の式によるものとする。

$Q = (C_m / (C_{m0} + C_{mi})) \cdot (Q_{o+} Q_i)$

（これらの式において、 Q 、 Q_i 、 Q_o 、 C_m 、 C_{m-i} 、 C_{m0} 及び r は、それぞれ次の値を表すものとする。）

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

Q_i 特定工場等に都道府県知事が定める日後に設置されるすべての硫黄酸化物に

Q_o 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

C_m 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度（単位 体積百万分率）（前項第一号の式において用いられる定の値として定められたC_mと同じ値とする）。ただし、第一項第二号ただし書の規定により特別の値を用いて算定する場合にあつては、当該三以上の特定工場等に係るC_mは、その合計が都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度の一・五倍を超える二倍を超えないように定めるものとする。

C_m ○ Q_i に係る最大重合地上濃度（單位 体積百万分率）（ただし、ただし書の式中のC_mは、Q_iに係る当該特定工場等の設置の状況の推移等を勘案して定める定数）

都道府県知事は、第一項の規定により難いときは、環境大臣が別に定めるところにより、硫黄酸化物に係る総量規制基準を定めることができること。

第七条の四 窒素酸化物に係る総量規制基準は、次の各号のいずれかに掲げる窒素酸化物の量として定めるものとする。

一 特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料又は燃料の量の増加に応じて、排出が許容される窒素酸化物の量が増加し、かつ、使用される原料又は燃料の量の増加一単位当たりの排出が許容される窒素酸化物の量の增加分がい減するよう算定される窒素酸化物の量

二 特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設の排出ガス量に

2
ばい煙発生施設の種類ごとに定める施設係数を乗じて得た量の合計量について、指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況等を勘案して合理的に計算して得られた量に削減数を乗じて算定される窒素酸化物の量を算式を、同項第二号に掲げる窒素酸化物の量として定める場合にあつては第二号に掲げる算式を、それぞれ基本とした算式により定めるものとする。

一 $Q = a \cdot W_b$

(この式において、 Q 、 a 、 W 、 b は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される窒素酸化物の量 (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

W 特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量 (単位 第七条の二第三項に定めるところによる換算により重油の量に換算したキロリットル毎時)

a 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b ○・八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が該当指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数)

二 $Q = a (C \cdot V) - 1$

(この式において、 Q 、 C 、 V 、 a 及び -1 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される窒素酸化物の量 (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

C 窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに都道府県知事が定める施設係数

V 特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス定数 (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した万立方メートル毎時)

△ 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める削減定数

○・八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が該当指定地域における特

- 第十条の三 削除**
(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十条の四 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。

二 法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
(水銀排出施設の設置等の届出)

第十条の五 法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の六による届出書によつてしなければならない。

四 法第十八条の二十八第二項（第十八条の二十九第二項及び第十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等の排出の方法

二 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所

三 水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要

四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所

五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類

の全部又は一部に代えて、様式第一による届出年月日を申告させることができる。

- (氏名の変更等の届出)
年月日を申告させることができる。

第十二条 法第十一條（法第十七條の十三第二項、第十八條の十三第二項及び第十八條の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六條第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十三条 法第十二条第三項（法第十七條の十三第二項、第十八條の十三第二項及び第十八條の三十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

（届出書の提出部数等）

第二項 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

二以上のばい煙発生施設についての法の規定、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定、二以上の一般粉じん発生施設についての法の規定又は二以上の水銀排出施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は水銀排出施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一、令別表第一の二、令別表第二又は別表第三の三の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

第三項 二以上の特定粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置される場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

第四項 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

（光ディスクによる手続）

一項、第十条の五第一項、第十一条、第十二条及び第十六条の十一第四項の規定による届出書

- 一項、第十条の五第一項、第十一項、第十二条及び第十六条の十一第四項の規定による届出書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第六の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

（光ディスクの構造）

第十三条の三 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。
一 日本産業規格X○六〇六及びX六一八二又はX○六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X○六〇九又はX○六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（燃料の種類）

第十四条 法第十五条第三項及び第十五条の二第三項の環境省令で定める燃料の種類は、重油その他の石油系の燃料とする。

（ばい煙量等の測定）

第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であるべい煙量の測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、環境大臣が定める量以上のばい煙発生施設（特定工場等に設置されているものに限る。）に係る測定については、常時）行うこと。

二 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、イからハまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからハまでに掲げる頻度で行うこと。

イ 別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表の七〇の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改

質方式の改質器であつて、温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎

- 四 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法(ニに掲げるばい煙発生施設に係る測定については、当該測定法又は環境大臣が定める測定法)により、イからニまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからニまでに掲げる頻度で行うこと。ただし、特定工場等に設置されるべき煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であつて環境

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設(イに掲げるばい煙発生施設及び別表第三の六の項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。)及び同項に掲げる廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム未満のもの(年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月末である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上)

ハ イ又はロに掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設二月を超えない作業期間ごとに一回以上

三 令第一条第一号から第四号までに掲げる有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の備考に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年二回以上(一年間に引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月末である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月末である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上)行うこと。

濃度及び

2 のとする。
法第二十二条第三項の環境省令で定める放射性物質は、大気中の放射性物質とする。

の又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器

う酸化物の排出基準について第三条に規定する
いおう酸化物の量の算式と同一の算式がとられ

附 則（昭和四六年一二月二十五日總理府令第五九号）

(緊急時)

燃焼出者又は揮発性有機化合物排出者に対する規制命令は、大気汚染の状況、気象状況の影響等による煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の重複又は見誤り等を勘定して当該装置の運営

機化合物排出者の範囲を定めて行うものとす

2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は車両主者に付して行うらう。

又は複数の機種合物語りは如て行くものとする。ただし、文書により行なうことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通言設備を使用して行なうことができる。

前項ただし書の方法により命令する場合にあっては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容

4 前二項の規定は、第一項の命令が緊急時の措置を実行する場合にのみ適用される。この場合、命令の有効性が確認されなければならない。

第十八条 令別表第五の備考の環境省令で定める置をとるべき期限を明示ずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものと

する。
一 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光
法による硫黄酸化物測定器

二　浮遊粒子状物質　光散乱法、圧電天びん法
又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器

三 一酸化炭素 非分散形赤外分析計法による
四 一酸化炭素測定器

光度法又はオゾンを用いた化学発光法による
二酸化窒素測定器

定める濃度の中性磷酸緩衝液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本産業規格B 七九五七に定める方法により校正を行つたも

の又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器

2 令別表第五の備考の環境省令で定める浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であつて、その粒径がおおむね十マイクロメートル以下であるものとする。

3 令別表第五の備考の環境省令で定めるオキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシンアルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質とする。

(結果の公表)

第十九条の二 法第二十四条第一項の規定により都道府県知事が行う大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十条 法第二十六条第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

(権限の委任)

第二十一条 法第二十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十六条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

(政令市の長等の通知すべき事項)

第二十二条 法第三十一条第二項の環境省令で定める事項は、都道府県知事が指定ばい煙量削減計画及び総量規制基準を定め、又は変更する場合に必要な次の各号に掲げる事項とする。

一 法第六条、第七条、第八条、第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の内容

二 法第二十七条第二項の規定による通知の内容

三 指定ばい煙による大気の汚染の状況

附則

1 この省令は、大気汚染防止の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百三十四号)の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。

2 この省令の施行の際現にばい煙排出者に適用されている地方公共団体の条例又は規則でいよいよ

う酸化物の排出基準について第三条に規定する
いおう酸化物の量の算式と同一の算式がとられ
ている場合において、当該地方公共団体の区域
のうち別表第一の中欄に掲げる区域に係る当該
条例又は規則に定める数値（同一条第一項の式の
Kの値に相当するものをいう。）が同表の下欄
に掲げる数値より小さいものとして定められて
いるときは、当該区域に係る第三条第一項に規
定する算式中のKの値は、当分の間、当該条例
又は規則で定められている数値とする。

場合にあつてはこの省令の施行の日から算して一年を経過する日までは、それぞれ適用しない。

一 別表第二に掲げる施設(次号に掲げる施行を除く。)この省令の施行の日から起算して二年を経過する日

二 別表第二の九の項に掲げる転炉、一八の項に掲げるつぼ炉及び一九の項に掲げる焼成炉のうちセメント焼成炉、この省令施行の日

4
から起算して三年を経過する日
前項に規定する者のうち、大気汚染防止法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百三

十四号)による改正前の大気汚染防止法第四条第一項の規定により定められた同法第二条第一項のすそとの他の排出量を受けて、いわゆる二つばの運営三面の構造を有する

けている者は対するそのはい煙発生施設の構造若しくは煙の方処理若しくは当該ばい煙发生施設に係る使い方の方法の改善の命令又は当該ばい煙发生施設の使用一時停止の命令等

当説はい焼生旅説の便用の一時停止の命令であつては、同項のすその他の粉じんに係るものについては、その省令の他の施行の日から算して一年を経過する日まで、よろ差引の列による。

5 全を経過するに亘り、かわ衍前の例によることと
前項の規定によりなれども従前の例によることと
される命令に係る罰則の適用については、なお
従前の例による。

6 従前の付記の如き。この省令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者であつて、有害物質（塩素及び塩化水素を除く。）を大気中に排出するものに対する

する第五条の規定は、法第十三条第一項及び第十四条第一項に係る場合にあつては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは適用しない。

1 令第五九号 (昭和四六年一月五日総理府
2 大気汚染防止法施行規則附則 (以下「附則」という。) 第二項の規定により第三条第一項に規定する算式中のKの値が当分の間地方公共団体の条例又は規則で定められている数値とされている地域に係る当該算式中のKの値は、附則第二項の規定にかかわらず、当該数値が改正後の別表第一又は別表第一の二の下欄に掲げる当該地域に係る数値より小さきない場合には、それぞれ当該下欄に掲げる数値とする。

3 この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の第三条の規定は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)第十三条第一項に係る場合にあつては、次の各号に掲げる施設ごとに当該各号に掲げる日までは適用せず、なお従前の例による。ただし、別表第一の二の中欄に掲げる地域のうち、同表の下欄に掲げる数値が改正前の別表第一の下欄に掲げる数値に等しい地域にばい煙発生施設を設置している者については、この限りでない。

一 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。)別表第一に掲げる施設(次号に掲げる施設を除く。) 昭和四十七年三月三十一日

二 令別表第一の三の項に掲げる焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) 昭和四十七年六月三十一日(航空法(昭和二十七年法律第二百三十二号)第四十九条第一項(自衛隊法(昭和二十九年法律第一百六十五号)第七百七十二条において準用する場合を含む。)又は第五十六条の四第一項の規定により、当該施設の排出口の実高さを増すことができない場合にあつては、昭和四十八年十二月三十一日)

改正後の第七条第一項の規定は、法第十条第一項の規定によりばい煙発生施設を設置してはならないこととされている期間(同条第二項の規定に基づき期間が短縮された場合にあつては、その期間)の末日の翌日(法第二十七条第二項により、法第十条第一項に相当する電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定によることとされた場合にあつては、工事計画

が認可された日)がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。

改正前の第七条第一項の規定は、改正前の別

表第四に掲げる地域における前項のばい煙発生施設については、なおその効力を有する。

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四八年八月二日総理府令第

1 この府令は、昭和四十八年八月十日から施行する。

2 この府令の施行の際現に設置されている別表第三の二の一の項から五の項までの中欄に掲げる施設(設置の工事がされている施設を含み、附則第四項に規定する施設を除く。)については、改正後の第五条の規定は、適用しない。

3 この府令の施行の際現に設置されている別表第三の二の一の項から五の項までの中欄に掲げる施設(設置の工事がされている施設を含み、附則第四項に規定する施設を除く。)については、改正後の第五条の規定は、昭和五十一年六月三十日までは適用しない。

4 この府令の施行の際現に設置されている別表第三の二の六の項の中欄に掲げる施設(設置の工事がされている施設を含む。)については、改正後の第五条の規定は、昭和五十年六月三十日までは適用しない。

5 前項に規定する施設に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の第五条の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附別表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げる窒素酸化物の量とし、昭和五十年七月一日から適用する。

6 令別表第一の一の項に掲げる一七〇立方ボイラ(排出ガス量(温度センチメートル)が零度であつて、圧力が一気圧のものに限る。以下この表において同じ。)が一〇万立方メートル以上たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。(うちガスを専焼させるもの)

1	この府令は、昭和四十八年八月十日から施行する。
2	この府令は、昭和四十八年八月十日から施行する。

二	令別表第一の一の項に掲げる七五〇立方ボイラ(うち石炭(一キロセンチメートル)を燃焼させるもの)を燃焼させるもの(前項に掲げるトルものを除く。)
三	令別表第一の一の項に掲げる六〇〇立方ボイラ(うち固体燃料を燃やせるもの(前項に掲げるトルを除く。))を燃焼させるもの(前項に掲げる二八〇立方ボイラーのうち原油タールをセンチメートル燃焼させるもの(前二項に掲げたるもの以外のものを除く。))を燃焼させるもの(前二項に掲げる二二〇立方ボイラーのうち前四項に掲げたもの以外のものを除く。)
四	令別表第一の一の項に掲げる二二〇立方ボイラー(排出ガス量が四万立センチメートルメートル以上のものに限り、トルク接鋼管用加熱炉を除く。)
五	令別表第一の一の項に掲げる二二〇立方ボイラー(排出ガス量が四万立センチメートルメートル以上のものに限り、トルク接鋼管用加熱炉を除く。)
六	令別表第一の六の項に掲げる二二〇立方加熱炉(排出ガス量が四万立センチメートルメートル以上のものに限り、トルク接鋼管用加熱炉及び独立過熱炉、メタ
七	エチレンの製造の用に供する分解炉及びノールの製造の用に供する改質炉並びにアンモニアの製造の用に供する改質炉を除く。)

1	この府令は、昭和四十九年三月二十六日総理府令第一〇号抄
2	大気汚染防止法施行規則附則(以下「附則」という。)第二項の規定により第三条第一項に規定する算式中のKの値(以下「K値」といいう。)が当分の間地方公共団体の条例又は規則で定められている数値とされるべきが、改正前の別表第三の二の二の備考1及び2の規定は、この表別表第三の二の備考1及び2の規定は、この表の下欄に掲げる窒素酸化物の量について準用する。この場合において、同表の備考1中「二の項及び五の項」とあるのは、「二の項、三の項及び七の項」とあるのは、「三の項」とあるのは、「四の項及び五の項」と、「四の項」とあるのは、「六の項」とそれぞれ読み替えるものとする。
3	この府令は、昭和四十九年四月一日から施行する。
4	この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法(昭和四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用されるるKの値が、改正後の別表第一及び前二項の規定による)の未日の翌日(法第二十七条第二項により、法第十条第一項に相当する電気事業法(昭和三十九年法律百七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定によることとされた場合にあつては、工事計画が認可された日)がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。

1	この府令は、昭和五十年四月十五日から施行する。
2	大気汚染防止法施行規則附則(以下「附則」という。)第二項の規定により第三条第一項に規定する算式中のKの値(以下「K値」といいう。)が当分の間地方公共団体の条例又は規則で定められている数値とされるべきが、改正前の別表第三の二の二の備考1及び2の規定は、この表別表第三の二の備考1及び2の規定は、この表の下欄に掲げる窒素酸化物の量について準用する。この場合において、同表の備考1中「二の項及び五の項」とあるのは、「二の項、三の項及び七の項」とあるのは、「三の項」とあるのは、「四の項及び五の項」と、「四の項」とあるのは、「六の項」とそれぞれ読み替えるものとする。
3	この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法(昭和四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用されるるKの値が、改正後の別表第一及び前二項の規定による)の未日の翌日(法第二十七条第二項により、法第十条第一項に相当する電気事業法(昭和三十九年法律百七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定によることとされた場合にあつては、工事計画が認可された日)がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。
4	この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法(昭和四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用されるるKの値が、改正後の別表第一及び前二項の規定による)の未日の翌日(法第二十七条第二項により、法第十条第一項に相当する電気事業法(昭和三十九年法律百七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定によることとされた場合にあつては、工事計画が認可された日)がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。

1	この府令は、昭和五十年四月十五日から施行する。
2	この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3	この府令は、公布の日から施行する。
4	この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法(昭和四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用されるるKの値が、改正後の別表第一及び前二項の規定による)の未日の翌日(法第二十七条第二項により、法第十条第一項に相当する電気事業法(昭和三十九年法律百七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定によることとされた場合にあつては、工事計画が認可された日)がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。
5	この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法(昭和四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用されるるKの値が、改正後の別表第一及び前二項の規定による)の未日の翌日(法第二十七条第二項により、法第十条第一項に相当する電気事業法(昭和三十九年法律百七十号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定によることとされた場合にあつては、工事計画が認可された日)がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。

備考	別表第三の二の備考1及び2の規定は、この表の下欄に掲げる窒素酸化物の量について準用する。この場合において、同表の備考1中「二の」する改質炉を除く。」	一 令別表第一の一の項に掲げるボイラー（排出ガス量が一百〇万立方メートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）のうちガスを専焼させるもの	二 令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭（一千キログラム当たりの発熱量が五千キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	三 令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの（前項に掲げるものを除く。）	四 令別表第一の一の項に掲げるボイラーラーのうち原油ターセンを燃焼させるもの（前二項に掲げるものを除く。）	五 令別表第一の一の項に掲げるボイラーラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	六 令別表第一の六の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が一万立方メートル以上のもに限り、エチレンの製造の用に供する分解炉及び独立過熱炉、メタノールの製造の用に供する改質炉並びにアソモニアの製造の用に供する改質炉を除く。）	七 令別表第一の七の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が一万立方メートル以上のもに限り、エチレンの製造の用に供する分解炉及び独立過熱炉、メタノールの製造の用に供する改質炉並びにアソモニアの製造の用に供する改質炉を除く。）
		一七〇立方 センチメートル	七五〇立方 センチメートル	六〇〇立方 センチメートル	二八〇立方 センチメートル	二三〇立方 センチメートル	二一〇立方 トル	二二〇立方 トル

八	熱炉（排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限り、鍛接鋼管用加熱炉を除く。次項において同じ。）のうち排出ガス量が四万立方メートル以上のもの	トール以上もの	トール以上もの	トール以上もの	トール以上もの
九	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が一万立方メートル未満のもの	二二〇立	二二〇立	二二〇立	二二〇立
一〇	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限り、エチレンの製造の用に供する分解炉及び独立過熱炉、メタノールの製造の用に供する改質炉並びにアシモニアの製造の用に供する改質炉を除く。次項において同じ。）のうち排出ガス量が四万立	二〇〇立	二〇〇立	二〇〇立	二〇〇立
一一	方メートル未満のもの	センチメー	センチメー	センチメー	センチメー
備考	方メートル以上のもの	トール	トール	トール	トール

3	附則第二項の規定にかかわらず、当該数値が際に入八〇パーセント以上削減する性能を有するものをいい、この府令の施行の際に設置の工事がされているものを含む。)が附屬しているものを除く。)
4	附則第一の六の項に掲げる当該地域に係る数値より小さくない場合には、それぞれ当該下欄に掲げる数値とする。
5	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和四十九年総理府令第十号。以下「四十六年改正府令」という。）附則第六項の規定により四十六年改正府令附則第五項又は四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用される硫黄酸化物の排出基準に係るKの値が、改正後の別表第一の中欄に掲げる当該ばい煙発生施設が設置されている区域に係る改正後の同表の下欄に掲げる数値より小さくなっている場合には、当該ばい煙発生施設を設置してある硫黄酸化物の量とする。
6	附則（昭和五一年四月一日総理府令第六号）この府令は、公布の日から施行する。

1	この府令は、昭和五十二年六月十八日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定中大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項に掲げるボイラ（ガスを専焼させるもの及び固体燃料を燃焼させるものを除く。）のうち排出ガス量（温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が一万立方メートル未満のもの（以下「液体燃焼小型ボイラ」という。）に係る部分は、昭和五十二年九月十日から施行する。
2	この府令の施行の日において現に設置されている別表第一の二の項に掲げる施設を含み、前二項に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。
3	この府令の施行の日において現に設置されている附則別表第三の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含み、前二項に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規
4	昭和四八年八月十日から昭和五十年十二月九日までの間に設置の工事が着手された附則別表第一の第二欄に掲げる施設に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附則別表第一の第二欄に掲げる施設に係る窒素酸化物の量とする。

1	この府令は、公布の日から施行する。
2	この府令の施行の日において現に設置されている別表第一の二の項に掲げる施設を含み、前二項に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規
3	この府令の施行の日（液体燃焼小型ボイラに係る部分は、昭和五十二年九月十日）において現に設置されている施設に附属する硫黄酸化物処理施設（ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物を排出口から大気中に排出する際に八〇パーセント以上削減する性能を有し、かつ、処理後に排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量が改正後の大気汚染防止法施行規則附則（以下「附則」という。）第二項の規定により第三条第一項に規定する算式中のKの値が、当分の間、地方公共団体の条例又は規則で定められている数値とされている地域に係る当該算式中のKの値は、

五	四	三	二	一	
令別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限る)。	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限る)。	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるものの以外のもの。	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるものの以外のもの。	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるものの以外のもの。	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるものの以外のもの。
万立方メートル以上	万立方メートル以上	万立方メートル	万立方メートル	万立方メートル	万立方メートル
昭和五十五年四月三十日まで	昭和五十五年四月三十日まで	昭和五十五年九月三十日	昭和五十五年九月三十日	昭和五十六年三月三十一日	昭和五十六年三月三十一日

設（排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る。）、同表の八の項に掲げる施設（排

加熱炉及び前項に掲げるものを除く。)

昭和五十五年五月一日

立方メートル以上の
ものに限る。以下こ
の表において同じ。)
のうちガスを専焼さ
せらう。) 行方不明
量が一〇

考
正後の別表の表の第四の表に準用する。不三の二の備
のものは「二の施設にあつて掲げる施設によるものとす
るものとす」である。

千立方メートル以上のトル以昭和五
ものに限る。) 上トル年五月

五一	四一	三一
令別表第一の七の項に掲げる加熱炉のうち、未満のものを除く。)	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が五千立方メートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）のうち、この府令の施行の際に硫黄酸化物処理施設が附属しているもの（排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る。）	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が五千立方メートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）のうち、この府令の施行の際に硫黄酸化物処理施設が附属しているもの（排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る。）

七 一	六 一
令別表第一の七の項に掲げる加熱炉（一三の項に掲げるもの、エチレンの製造の用に供する改質炉並びにアンモニアの製造の用に供する改質炉を除く。）	令別表第一の七の項に掲げる加熱炉のうち、アンモニアの製造の用に供する改質炉（一三の項に掲げるものを除く。）

この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。
 この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とす
 る。

$$C = \left(\frac{(21 - O_n)}{(21 - O_s)} \right) \cdot C_s$$

(この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。)

ル	C 窒素酸化物の量(単位) On 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。
ル	On 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。

C ル On て同表の下欄に掲げる値とする。						
O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設について						
C ル 素 酸 化 物 の 量 (單位)						
四の項	六の項	七の項	二の項、五の項	一の項	三の項	
排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が一 超えてはなら ないが、一 以上である 場合)	1 1	1 0	7	6	5	4

			四	
		令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上るものに限り、前二項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上のものに限り、前二項に掲げるものを除く。）	
ガ排 ス出 ンチ メートル 四八〇立 方セ	満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方萬ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	上ルト方萬一量ガ排 以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	満ルト方萬一量ガ排 未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	上ルト方萬一量ガ排 以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ
トメ立一量ガ排 ス出 昭和五十五年 四月三十日ま 方セ	未トメ立○上ルト方萬ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ
トメ立一量ガ排 ス出 昭和五十五年 四月三十日ま 方セ	未トメ立○上ルト方萬ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ
七			六	
させるものであつて二 ち、原油タールを燃 かせるボイラーのう 令別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二	除く。) 属していいたもの ににおいて同じ。) が附 り、排出ガス量が一〇〇 万立方メートル未満のもの を五方に表も	令別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二	令別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二	
五量ガ排 ○がス出 で昭和五 二八〇立 方ま	満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ
八				
の以外のものであ つてもう	令別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二			
一量ガ排 ○がス出 で昭和五 二三三五 〇十五立 方ま	未トメ立一量ガ排 満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方萬ガス出 ンチメー トトル 四八〇立 方セ	未トメ立○上ルト方萬一量ガ排 満ルト方萬五以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四九〇立 方セ	未トメ立○上ルト方萬一量ガ排 満ルト方萬五以トメ立○ガス出 ンチメー トトル 四九〇立 方セ	未トメ立○上ルト方萬一量ガ排 満ルト方萬一以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方萬ガス出 ンチメー トトル 四九〇立 方セ
九				
が外前の各項に掲 げるボイラーのうち 令別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち 万五量ガ排 立○がス出 ルセで四昭 ン二三三五 〇一立日 方ま	合別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二	合別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二	合別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二	合別表第一の一の項に掲 げるボイラーのうち過 負荷燃焼型のものであ つて二

満の過負荷燃焼型のも
のを除く。)

未トメ立四以トメ立一量ガ排 満ル丨方万上ル丨方万がス出 ンチメートルセ	満ル丨方万一以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ル丨方万がス出 ンチメートルセ	未トメ立○上ル丨方万一量ガ排 満ル丨方万五以トメ立○がス出 ンチメートルセ	上ル丨方 以トメ ンチメートルセ
一五	一四	一三	一〇
令別表第一の三の項に掲げる焼結炉のうち、前項に掲げる焼成炉（ガスを用いて、レツト焼成炉のうち、二項に掲げるもの以外）に限る。)のもの	ペレツト焼成炉（ガスを用いて、レツト焼成炉のうち、二項に掲げるもの以外）に限る。)のもの	令別表第一の三の項に掲げる焼結炉のうち、前項に掲げる焼成炉（ガスを用いて、レツト焼成炉のうち、二項に掲げるもの以外）に限る。)のもの	令別表第一の二の項に掲げる施設のうち前項に掲げるガス発生炉のうち水素の製造の用に供するもの（天井バーナー燃焼方式のものに限る。)のもの
トメ立一量ガ排 ル丨方万がス出 ンチメートルセ	上ル丨方万一量ガ排 以トメ立○がス出 ンチメートルセ	未トメ立一量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートルセ	未トメ立一量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートルセ
二〇	一九	一八	一六
令別表第一の六の項に掲げる加熱炉及び前項に掲げる加熱炉（鋼接鋼管用加熱炉及び前項に除く。）	熱炉ジアンチユーブ型加ラ（ラを除く。）	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉（ギュボ）	令別表第一の三の項に掲げる「か」焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの
万一量ガ排 立○がス出 で四昭 二月和 二〇十 立方ま 年	未トメ立四量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートルセ	以トメ立四量ガ排 上ル丨方万がス出 ンチメートルセ	未トメ立一量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートルセ
未トメ立一以トメ立五量ガ排 満ル丨方万上ル丨方万がス出 ンチメートルセ	未トメ立四以トメ立一量ガ排 満ル丨方万上ル丨方万がス出 ンチメートルセ	満ル丨方万一以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ル丨方万がス出 ンチメートルセ	上ル丨方 以トメ ンチメートルセ
一七	一八	一九	一〇

四〇	令別表第一の一の項 に掲げる乾燥炉	二五〇立方セ ンチメートル
四一	令別表第一の一三の項 のうち浮遊回転燃焼方 式により焼却を行うも の（連続炉に限る。） 及びニトロ化合物、ア ミノ化合物若しくはシ アノ化合物若しくはこ れらの誘導体を製造 し、若しくは使用する 工程又はアンモニアを 用いて排水を処理する 工程から排出される廢 棄物を焼却するもの (排出ガス量が四万立 方メートル未満の連続 炉に限る。)	九〇〇立方セ ンチメートル
四二	令別表第一の一三の項 に掲げる廃棄物焼却炉 のうち前項に掲げるも の以外のもの（連続炉 に限る。）	三〇〇立方セ ンチメートル
四三	令別表第一の一四の項 に掲げる焼却炉	二五〇立方セ ンチメートル
四五	令別表第一の一四の項 に掲げる溶鉱炉のうち 亞鉛の精錬の用に供す る立型蒸溜炉	二三〇立方セ ンチメートル
四四	令別表第一の一四の項 に掲げる焼結炉	二二〇立方セ ンチメートル
四五	令別表第一の二一の項 に掲げる乾燥炉	二〇〇立方セ ンチメートル
四六	令別表第一の二一の項 に掲げる反応炉	一八〇立方セ ンチメートル
四七	令別表第一の一四の項 に掲げる溶鉱炉のうち 亞鉛の精錬の用に供す るもの以外のもの	一一〇立方セ ンチメートル
二一〇〇立方セ ンチメートル	一一〇立方セ ンチメートル	二一〇〇立方セ ンチメートル
備考	この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次 の式(二三の二の項に掲げる施設、五六の項に 掲げる溶解炉のうち鉛酸化物の製造の用に供す るもの及び五八の項に掲げる反応炉のうち鉛酸 化物又は硝酸鉛の製造の用に供するものにあつ ては、C II C s)により算出された窒素酸化物 の量とする。この場合において、窒素酸化物の 量が著しく変動する施設にあっては、一工程の 平均の量とする。	O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。

C O n	窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。	O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。

1	この府令は、昭和五十七年六月一日から施行 する。
2	この府令の施行の日において現に設置されて いる施設(設置の工事がされているものを含 む。)については、改正後の別表第二の規定は、 昭和五十九年六月三十日までは適用せず、なお 二十四日からこの府令の施行の日の前までの 間に別表第五に掲げる区域において設置の工事 が着手されたものを含み、昭和四十六年六月 二十四日からこの府令の施行の日の前までの 間に別表第五に掲げる区域において設置の工事 が着手されたものを除く。)に係る改正後の別 表第二の規定の適用については、同表の第四欄 に掲げるばいじんの量は、昭和五十九年七月一 日から当分の間、当該施設の種類及び附則表 の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲 げるばいじんの量とする。ただし、次の各号に 掲げるばいじんの量とする。ただし、次の各号に 掲げるばいじんの量は、同表の第四欄に掲げる ばいじんの量は、同日から昭和六十年六月三十 日までは、当該各号に定める量とする。
3	従前の例による。
4	この府令の施行の日において現に設置されて いる施設(設置の工事がされているものを含 む。)については、改正後の別表第二の規定は、 昭和五十九年六月三十日までは適用せず、なお 二十四日からこの府令の施行の日の前までの 間に別表第五に掲げる区域において設置の工事 が着手されたものを含み、昭和四十六年六月 二十四日からこの府令の施行の日の前までの 間に別表第五に掲げる区域において設置の工事 が着手されたものを除く。)に係る改正後の別 表第二の規定の適用については、同表の第四欄 に掲げるばいじんの量は、昭和五十九年七月一 日から当分の間、当該施設の種類及び附則表 の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲 げるばいじんの量とする。ただし、次の各号に 掲げるばいじんの量とする。ただし、次の各号に 掲げるばいじんの量は、同表の第四欄に掲げる ばいじんの量は、同日から昭和六十年六月三十 日までは、当該各号に定める量とする。
5	O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。

O n	窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。	O n 次の表の上欄に掲げる各項の施設につい て同表の下欄に掲げる値とする。

附則 (昭和五六年六月二五日総理府令第
四〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年九月三〇日総理府令第
四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

三 令別表第一の一の項に掲げるボイラのうち石炭（二キログラム当たり発熱量二〇、九三〇・二五キログルール以下のものを除く。）を燃焼させるもの（次項に掲げるものを除く。）											
六 〔か〕 焼炉 令別表第一の三の項に掲げる	五 四 令別表第一の一の項に掲げるボイラのうち同表の八の項の中 に掲げる触媒再生塔に附属するもの	四 四 令別表第一の一の項に掲げるボイラのうち前各項に掲げるボ イラのうち同表の八の項の中 に掲げる触媒再生塔に附属するもの	四 四 令別表第一の七の項に掲げる加 熱炉（排出ガス量が四万立方メートル未満のものに限る。）	八 八 令別表第一の五の項に掲げる溶 解炉のうちアルミニウムの地金 若しくは合金の製造又はアルミ ニウムの再生の用に供する反射 炉（排出ガス量が四万立方メートル未満のものに限る。）	七 七 令別表第一の四の項に掲げる転 炉（燃焼型のものに限る。）						
方メー 方メー 方メー 方メー	万立 上ト 方メー ム	万立 トル以 方メー ム	万立 方メー ム	满 トル未 方メー ム	满 トル未 方メー ム	以上 ト 方メー ム	二〇万 立 方メー ム	二〇万 立 方メー ム	以上 ト 方メー ム	二〇万 立 方メー ム	以上 ト 方メー ム
排出ガ ス量が 排出ガ ス量が 排出ガ ス量が 排出ガ ス量が	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ二	ム〇〇 グ・ ラ四	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ二	ム〇〇 グ・ ラ二	ム〇〇 グ・ ラ二	ム〇〇 グ・ ラ一	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ一
四一 令別表第一の一の項に掲げる 乾燥炉のうち骨材乾燥炉（排出	三一 令別表第一の一〇の項に掲げる溶 融炉のうち活性炭の製造の用に 供するもの（排出ガス量が一万 立方メートル未満のものに限 る。）	二一 令別表第一の八の項に掲げる触 媒再生塔	〇一 令別表第一の七の項に掲げる加 熱炉のうち潤滑油の製造の用に 供するもの（排出ガス量が一万 立方メートル未満のものに限 る。）	九 九 令別表第一の六の項に掲げる加 熱炉（排出ガス量が四万立方メートル未満のものに限る。）	八 八 令別表第一の五の項に掲げる溶 解炉のうちアルミニウムの地金 若しくは合金の製造又はアルミ ニウムの再生の用に供する反射 炉（排出ガス量が四万立方メートル未満のものに限る。）	七 七 令別表第一の四の項に掲げる転 炉（燃焼型のものに限る。）					
方メー 方メー 方メー 方メー	万立 上ト 方メー ム	万立 トル以 方メー ム	万立 方メー ム	满 トル未 方メー ム	满 トル未 方メー ム	以上 ト 方メー ム	二〇万 立 方メー ム	二〇万 立 方メー ム	以上 ト 方メー ム	二〇万 立 方メー ム	以上 ト 方メー ム
排出ガ ス量が 排出ガ ス量が 排出ガ ス量が 排出ガ ス量が	ム〇〇 グ・ ラ六	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ一	ム〇〇 グ・ ラ二	ム〇〇 グ・ ラ二	ム〇〇 グ・ ラ一	ム〇〇 グ・ ラ三	ム〇〇 グ・ ラ一	ム〇〇 グ・ ラ一

一 令別表第一の一四の項に掲げる メートル未満のものに限る。）	六 一 令別表第一の一四の項に掲げる メートル未満のものに限る。）	五 一 令別表第一の一四の項に掲げる メートル未満のものに限る。）
二 令別表第一の一の項に掲げる排 出ガス量が〇・三	二 令別表第一の一の項に掲げる排 出ガス量が〇・三	二 令別表第一の一の項に掲げる排 出ガス量が〇・三
三 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令 第三百二十九号。以下「令」という。）別表 第一の一の項に掲げるボイラのうち固体燃 料を燃焼させるもの（前二号に掲げるものを 除く。）昭和五十九年九月九日	三 大気汚染防止法施行令（昭和四十八年八月十日から昭和五十年十二月 九日までの間に設置の工事が着手された令別表 第一の一の項に掲げるボイラのうち固体燃 料を燃焼させるもの（前二号に掲げるものを 除く。）昭和五十九年九月九日	三 大気汚染防止法施行令（昭和四十八年八月十日から昭和五十年十二月 九日までの間に設置の工事が着手された令別表 第一の一の項に掲げるボイラのうち固体燃 料を燃焼させるもの（前二号に掲げるものを 除く。）昭和五十九年九月九日
四 附則（昭和五七年七月三日総理府令第 二五号）	四 附則（昭和五七年七月三日総理府令第 二五号）	四 附則（昭和五七年七月三日総理府令第 二五号）
五 この府令は、公布の日から施行する。ただ し、第十三条第一項の改正規定は、昭和五十八 年一月一日から施行する。	五 この府令は、公布の日から施行する。ただ し、第十三条第一項の改正規定は、昭和五十八 年一月一日から施行する。	五 この府令は、公布の日から施行する。ただ し、第十三条第一項の改正規定は、昭和五十八 年一月一日から施行する。
六 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	六 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	六 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
七 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	七 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	七 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
八 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	八 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	八 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
九 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	九 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	九 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）

1 この府令は、昭和五八年九月十日から施行 する。	2 この府令の施行の日において現に設置されて いる次の各号に掲げる施設（設置の工事が着手 されているものを含み、第四項に規定するもの を除く。）については、改正後の別表第三の二 の規定は、当該各号に掲げる日までは適用せ ず、なお従前の例による。	3 この府令は、公布の日から施行する。ただ し、第十三条第一項の改正規定は、昭和五十八 年一月一日から施行する。
4 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	4 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	4 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
5 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	5 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	5 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
6 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	6 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	6 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
7 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	7 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	7 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
8 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	8 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	8 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
9 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	9 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	9 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）

1 この府令は、昭和五八年九月十日から施行 する。	2 この府令の施行の日において現に設置されて いる次の各号に掲げる施設（設置の工事が着手 されているものを含み、第四項に規定するもの を除く。）については、改正後の別表第三の二 の規定は、当該各号に掲げる日までは適用せ ず、なお従前の例による。	3 この府令は、公布の日から施行する。ただ し、第十三条第一項の改正規定は、昭和五十八 年一月一日から施行する。
4 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	4 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	4 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
5 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	5 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	5 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
6 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	6 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	6 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
7 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	7 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	7 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
8 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	8 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	8 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）
9 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	9 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）	9 附則（昭和五八年九月七日総理府令第 二五号）

の、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をい
う。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス
及び軽質液体燃料を混焼させるものについて
は、第四条、第五条及び第七条第二項の規定
は、当分の間、適用しない。

用については、当分の間、同条中「ばい煙発生施設」とあるのは「ばい煙発生施設(令別表第三〇の二十九の項に掲げるガススタービン及び同表の三〇の項に掲げるディーゼル機関のうち専ら非常ににおいて用いられるものを除く。)」とする。

8 この府令の施行前に設置の工事が着手されたガスターイン又はディーゼル機関については、第四条及び第五条の規定は、当分の間、適用しない。

5 大気汚染防止法第五条の二第一項に規定する特定工場等であつて小型ボイラー（この府令の施行前に設置の工事が着手されたものに限る。）が設置されているものに係る第七条の三第三項及び第七条の四第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「都道府県知事が定める日」とあるのは、「都道府県知事が定める日（令別表第一の一の項に掲げるボイラのうち伝熱面積が十平方メートル未満のものにあつては、昭和六十年九月九日）」とする。

6 この府令の施行の日から昭和六十五年九月九日までの間に設置の工事が着手される小型ボイラに係る別表第二の規定の適用については、当分の間、同表の第四欄に掲げるはいじんの量は、〇・五グラムとし、同表の第五欄に掲げるはいじんの量は、〇・三〇グラムとする。

7 この府令の施行の日から昭和六十五年九月九日までの間に設置の工事が着手される小型ボイラのうち軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの（固体燃料を燃焼せせるものを除く。）に係る改正後の別表第三の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、当分の間、三〇〇立方センチメートルととする。

附 則（昭和六二年一月六日總理府令第五三号）

1 この府令は、昭和六十三年二月一日から施行する。

2 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の二九の項に掲げるガスタービン（以下「ガスタービン」という。）又は同表の三〇の項に掲げるディーゼル機関（以下「ディーゼル機関」という。）のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については、第三条から第五条まで及び第七条の規定を定める場合における第七条の二の規定の適用が適用しない。

3 非常用施設が設置されている工場又は事業場であつて、大気汚染防止法（以下「法」という。）第五条の二第一項に規定する特定工場等（以下「特定工場等」という。）となるものの規

4 非常用施設が設置されている工場又は事業場であつて、特定工場等となるものに係る第七条の三及び第七条の四の規定の適用について、当分の間、これらの規定中「ばい煙発生施設」とあるのは、「ばい煙発生施設（令別表第一）の二九の項に掲げるガススタービン及び同表の三〇の項に掲げるディーゼル機関のうち専ら非常時に用いて用いられるものを除く。」とする。

5 ガススタービン又はディーゼル機関（非常用施設を除く。以下同じ。）が設置されている特定工場等に係る第七条の三第三項及び第七条の四第三項の規定の適用については、当分の間、これららの規定中「都道府県知事が定める日」とあるのは「都道府県知事が定める日（令別表第一の二九の項に掲げるガススタービン及び同表の三〇の項に掲げるディーゼル機関にあっては、昭和六十三年一月三十一日）」とする。

6 この府令の施行前に設置の工事が着手されたガススタービン又はディーゼル機関のうち排出ガス量（温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が一万立方メートル未満のものについては、第三条の規定は、当分の間、適用しない。

7 この府令の施行前に設置の工事が着手されたガススタービン又はディーゼル機関のうち排出ガス量が一万立方メートル以上のものについては、第三条の規定は、昭和六十六年一月三十一日までの間は、適用しない。ただし、この府令の施行の日において現にディーゼル機関において発生するばい煙を大気中に排出する者に適用されている地方公共団体の条例又は規則（以下「条例等」という。）で、硫黄酸化物の排出基準について第三条に規定する硫黄酸化物の量の算式と同一の算式がとられている場合においては、当該地方公共団体の区域のうち別表第一の中欄に掲げる区域に係る同条第一項に規定する算式中のKの値は、ディーゼル機関については、昭和六十五年二月一日から昭和六十六年一月三十一日までの間は、当該条例等で同項に規定する式のKの値に相当するものとして定められており、数値として、司条の規定を適用する。

十一　一日までの間に設置の工事が着手されるガス
タービンのうちガスを専焼させるもの（排出ガス
量が四万五千立方メートル未満のものに限
る。）に係る改正後の別表第三の二の四七の項
の規定の適用については、同表の第四欄に掲げ
る窒素酸化物の量は、当分の間、九〇立方セン
チメートルとする。

十二　この府令の施行の日から昭和六十六年一月三
十一日までの間に設置の工事が着手されるガス
タービンのうち液体燃料を燃焼させるもの（排
出ガス量が四万五千立方メートル以上のものに
限る。）に係る改正後の別表第三の二の四七の
項の規定の適用については、同表の第四欄に掲
げる窒素酸化物の量は、当分の間、一〇〇立方
センチメートルとする。

十三　ガススタービンのうち液体燃料を燃焼させるも
の（排出ガス量が四万五千立方メートル未満の
ものに限る。）に係る改正後の別表第三の二の
四七の項の規定の適用については、同表の第四
欄に掲げる窒素酸化物の量は、当分の間、この
府令の施行の日から昭和六十四年七月三十一日
までの間に設置の工事が着手されるものにあつて
ては一二〇立方センチメートル、昭和六十四年
八月一日から昭和六十六年一月三十一日までの
間に設置の工事が着手されるものにあつては一
〇〇立方センチメートルとする。

十四　ディーゼル機関のうちシリンドー内径が四〇
ミリメートル以上のものに係る改正後の別表
第三の二の四八の項の規定の適用については、
同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、当分
の間、この府令の施行の日から昭和六十四年七
月三十一日までの間に設置の工事が着手される
ものにあつては一、四〇〇立方センチメートル
、昭和六十四年八月一日から昭和六十六年一
月三十一日までの間に設置の工事が着手される
ものにあつては一、二〇〇立方センチメートル
とする。

附 則（平成元年二月二七日總理府令
第五九号）
この府令は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してもした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してもした申請等とみなす。

この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する（罰則に関する経過措置）。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一二月二一日環境省令第三四号）
この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成一八年八月一一日環境省令第二五号）
この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二三年八月四日環境省令第十五号）
この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防

止法の一部を改正する法律附則第一条ただし書きに規定する規定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定を除く。）及び同表の備考の2の改正規定

（施行期日）
公表の日

二 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十二年十月一日

附 則（平成二三年三月一六日環境省令第三号）
（施行期日）

三 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定を除く。）及び同表の備考の2の改正規定

（施行期日）
公表の日

四 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

五 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

六 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

七 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

八 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

九 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

十 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

十一 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

十二 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

十三 別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）平成二十三年三月一六日環境省令

（施行期日）

2 この省令の施行の際現において現に設置されたいる水銀排出施設（設置の工事が着手されているものと含む。）に係るこの省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の十一の規定の適用については、当分の間、附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることをする。

第一 条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（経過措置）

第二 条 この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものと含む。）に係るこの省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の十一の規定の適用については、当分の間、附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることをする。

第一 条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（経過措置）

第二 条 この省令の施行の日において現に設置され

ている附則別表第一の七の項に掲げるセメントの製造の用に供する焼成炉であつて、原料として使用する石灰石一千キログラム中の水銀含有量が連続した四箇月について一月当たり平均〇・〇五ミリグラム未満となるまでの間、一四〇マイクログラムとする。

この省令の施行の日において現に設置されるものについては、前項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる水銀等の量は、原料として使用する石灰石一千キログラム中の水銀含有量が連続した四箇月について一月当たり平均〇・〇五ミリグラム未満となるまでの間、一四〇マイクログラムとする。

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令による改正前の様式によるものとみなす。

五 今までに掲げる施設及び一四の項 令別表第一の三の項から五の項 までに掲げる施設及び一四の項 五〇マイクロ グラム	四 今までに掲げる施設及び一四の項 五〇マイクロ グラム	三 今までに掲げる施設及び一四の項 三〇マイクロ グラム	二 今までに掲げる施設及び一四の項 一〇マイクロ グラム	一 今までに掲げる施設及び一四の項 一〇マイクロ グラム
五 今までに掲げる施設及び一四の項 令別表第一の三の項から五の項 までに掲げる施設及び一四の項 五〇マイクロ グラム	四 今までに掲げる施設及び一四の項 五〇マイクロ グラム	三 今までに掲げる施設及び一四の項 三〇マイクロ グラム	二 今までに掲げる施設及び一四の項 一〇マイクロ グラム	一 今までに掲げる施設及び一四の項 一〇マイクロ グラム

4 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものであつて、附則別表第二の上欄に掲げる施設については、当該施設に係る新規則附則第二条第一項の規定は、それぞれ同表に規定する規定の適用については、同表の一つの規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに、「とあるのは、「この省令の施行後初めて」とする。

4 この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに、「とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

5 前各項の規定は、この省令の施行の日以後に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原燃料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが五十パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴つものに限る。）したものには適用しない。

6 この省令の施行の日において現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	六令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	七令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	八令別表第一の一三の項に掲げる施設（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
	五〇マイクログラム	八〇マイクログラム	五〇マイクログラム
			1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び鍊の用に供する施設であつて金属の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
			2 二四の項に掲げる施設のうち硫化鉄の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
			3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設については第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。
			4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

附則別表第二

この省令の施行の日から廃棄物処理法第九条第十六条の五第二号の規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

第一 第三条及び第七条の規定 令和五年十月一日

(経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の四から第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」といふ。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であつて、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）について適用し、同日前に着手した解体等工事は、第一条の規定による改正前の実施の届出は、第一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行規則第十条の四第一項の規定にかかるわらず、第一条の規定による改正前の工事を含む。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

O s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）	C s 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位 マイクログラム）
一の項、二の項	八の項、九の項
1 2	1 0
6	

附 則 (平成二九年一月六日環境省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。
附 則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

第一 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二条及び第六条の規定 令和四年四月一日

O s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）	C s 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位 マイクログラム）
一の項、二の項	八の項、九の項
1 2	1 0
6	

附 則 (平成二九年三月三〇日環境省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

第一 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
第二 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 (令和三年三月二五日環境省令第三号)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

第一 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 令 別 表 第 三 第 三 三 三 号 、 第 四 八 号 、 第 五 九 号 、 第 六 一 号 、	一 令 別 表 第 三 第 三 三 三 号 、 第 五 八 号 及 三 ・ 〇
別表第一（第三条関係）	

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年三月三日環境省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現にある同条による改正前の旧様式による改正後のものとみなす。

第二条 第一条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年六月二三日環境省令第10号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

一 五 令 別 表 第 三 第 三 二 五 号 の 二 、 第 四 九 号 、 第 九 九 号 に 掲 げ る 区 域 の 三 に 掲 げ る 区 域 の 二 、 第 九 号 、 第 一 〇 号 の 二 、 第 九 九 号 に 掲 げ る 区 域 の 二 、 第 九 九 号 に 掲 げ る 区 域 の 一 四 ・ 五	一 四 令 別 表 第 三 第 三 二 五 号 の 二 、 第 四 九 号 、 第 九 九 号 に 掲 げ る 区 域 の 二 、 第 九 号 、 第 一 〇 号 の 二 、 第 九 九 号 に 掲 げ る 区 域 の 二 、 第 九 九 号 に 掲 げ る 区 域 の 一 四 ・ 五

三 に 伴 い 発 生 す る 黒 液 に 掲 げ る ボ イ ラ ー の 一 の 項 別 表 第 二 （ 第 四 条 、 第 七 条 關 係 ）	一 令 別 表 第 一 の 一 の 項 一 に 掲 げ る ボ イ ラ ー の ス テ ム う ち ガ ス を 専 焼 さ せ る も の (五 の 項 に 掲 げ る も の を 除 く)
別表第二（第四条、第七条関係）	

二 日本産業規格K100に定める方法により硫黄酸化物濃度を、日本産業規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

三 環境大臣が定める方法

一 令別表第一の一の項による方法をその他の適当な方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

二 令別表第一の一の項による方法を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるものとの表において同じ。(五の項に掲げるものを除く。)

三 令別表第一の一の項目による方法を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるものとの表において同じ。(五の項に掲げるものを除く。)

三 に 下 る 量 の 出 り 間 た 換 状 態 が あ つ て 一 圧 の 一 度 が 零 度 ム 五 グ ラ ム ○ 一 〇	二 令 別 表 第 一 の 一 の 項 一 に 掲 げ る ボ イ ラ ー の ス テ ム う ち ガ ス を 専 焼 さ せ る も の (五 の 項 に 掲 げ る も の を 除 く)
別表第三（第四条、第七条関係）	
三 に 下 る 量 の 出 り 間 た 換 状 態 が あ つ て 一 圧 の 一 度 が 零 度 ム 五 グ ラ ム ○ 一 〇	二 令 別 表 第 一 の 一 の 項 一 に 掲 げ る ボ イ ラ ー の ス テ ム う ち ガ ス を 専 焼 さ せ る も の (五 の 項 に 掲 げ る も の を 除 く)
三 に 下 る 量 の 出 り 間 た 換 状 態 が あ つ て 一 圧 の 一 度 が 零 度 ム 五 グ ラ ム ○ 一 〇	二 令 別 表 第 一 の 一 の 項 一 に 掲 げ る ボ イ ラ ー の ス テ ム う ち ガ ス を 専 焼 さ せ る も の (五 の 項 に 掲 げ る も の を 除 く)

五	四											
令別表第一の一の項 に掲げるボイラーの うち同表第一の八の 欄に掲げるボイラー の触媒再	令別表第一の一の項 に掲げるボイラーの うち石炭を燃焼さ せるもの(次項に 掲げるもの)を除く。											
	満ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立がガ	方メ未 立ト方○以 立	上ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	方メ未 立ト方○以 立	以上ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	立ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	方メ未 立ト方○以 立	上ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	方メ未 立ト方○以 立	以上ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ
ム○○ グ・ラ ム二 グ○ ラム一 五	ム○○ グ・ラ ム三 グ○ ラム一 五	ム○○ グ・ラ ム二 グ○ ラム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五	ム○○ グ・ラ ム一 五

二一	一一	〇一	九	八	七	六
に令別表第一の三の項 に掲げる「か」焼 炉のう	に令別表第一の三の項 に掲げる燒結炉のう	に令別表第一の三の項 に掲げる燒結炉のう	に令別表第一の三の項 に掲げる燒結炉のう	に令別表第一の二の項 に掲げる焙燒炉	に令別表第一の二の項 に掲げる加熱炉	に令別表第一の二の項 に掲げるガス發生炉
上ト方四万ス量排出 ルメ未 立がガ	満ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	上ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ	上ト方メ四万ス量排出 ルメ未 立ガ			
ム○○ グ・ラ ム二 グ○ ラム一 〇	ム○○ グ・ラ ム一 〇	ム○○ グ・ラ ム二 グ○ ラム一 〇	ム○○ グ・ラ ム一 〇	ム○○ グ・ラ ム一 〇	ム○○ グ・ラ ム一 〇	ム○○ グ・ラ ム一 〇

八一	七一	六一	五一	四一	三一	
に令別表第一の六の項 に掲げる加熱炉	に令別表第一の五の項 に掲げる溶解炉	に令別表第一の四の項 に掲げる平炉	に令別表第一の四の項 に掲げる転炉	に令別表第一の四の項 に掲げる溶鉱炉のう	に令別表第一の四の項 に掲げる溶鉱炉のう	
方四ス量排出 メ万立がガ	満ト方四万ス量排出 ルメ未 立ガ	上ト方四万ス量排出 ルメ未 立ガ	上ト方四万ス量排出 ルメ未 立ガ			
ム○○ グ・ラ ム一 〇八	ム○○ グ・ラ ム二 グ○ ラム一 〇	ム○○ グ・ラ ム一 〇五	ム○○ グ・ラ ム一 〇五	ム○○ グ・ラ ム一 〇八	ム○○ グ・ラ ム一 〇八	ム○○ グ・ラ ム一 〇三

五二	四二	三二	二二	一二	〇二	九一
に令別表第一の九の項 に耐火レンガのう	に令別表第一の九の項 にセメントのう	に令別表第一の九の項 に中釜のう	に令別表第一の九の項 に掲げる焼成炉のう	に令別表第一の八の二の項 に掲げる触媒再生塔	に令別表第一の七の項 に掲げる加熱炉	
火物原料の製造の用 に供するもの	に令別表第一の九の項 に供するもの	に令別表第一の九の項 に供するもの	に令別表第一の九の項 に供するもの			
上ト方四万ス量排出 ルメ未 立がガ						
ム○○ グ・ラ ム一 〇五	ム○○ グ・ラ ム三 グ○ ラム一 〇五	ム○○ グ・ラ ム四 グ○ ラム二 〇五	ム○○ グ・ラ ム一 〇五	ム○○ グ・ラ ム一 〇五	ム○○ グ・ラ ム一 〇八	ム○○ グ・ラ ム一 〇五

九二	八二	七二	六二	
に令別表第一の九のう項	るものガラス光学ガラス又はガラス、炉の電気のうの項	の織維を含む。(ガラス又はガラスの製造の用に供するもの)	に令別表第一の九のうまでに掲げる焼成炉の外のもの	に令別表第一の九のうの項から前項までに掲げるもの
方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ
ム○○	ム五○○	ム五○○	ム○○	ム○○
グ・ ラ一 グ○ ラム○ 五	グ・ ラ一 グ○ ラム○ 八	グ・ ラ一 グ○ ラム○ 五	グ・ ラ二 グ○ ラム○ 五	グ・ ラ一 グ○ ラム○ 八
四三	三三	二三	一三	〇三
用うちに供するものに掲げる金鉄の製造の用に限供するものに供するもの	する。ント率が四以上が金鉄のもの	うち骨材乾燥炉に掲げる乾燥炉のもの	令別表第一の一〇の直火炉に掲げる反応炉及	ち前二項に掲げるもの以外のもの
金鉄第一の電気の一二の前のの	する。うちに令別表第一の電気の一二の前のの	うち前項に掲げる乾燥炉のもの	令別表第一の一〇の反応炉及	
ム五○○	ム○○	ム○○	ム○○	ム○○
グ○ ラム○ 八	グ○ ラム○ 一○	グ○ ラム○ 八	グ○ ラム○ 二○	グ○ ラム○ 八
八三	七三	六三	五三	
項に掲げる熔燒炉の一四の	削除	却炉に掲げる廃棄物焼	令別表第一の一二の	項に掲げる電気炉の一二の
上ト方四ス排出量メ立ガ	未満ラキ○り時間が却能ムロ○二当能	未満ラキ○上ラキ○四ムロ○二当能	以上ラキ○たり四ムロ○一八	うち前二項に掲げるもの以外のもの
ム○○ グ・ ラ一	ム五○○	ム○○	ム○○	ム○○
グ○ ラム○ 五	グ○ ラム○ 一五	グ○ ラム○ 八	グ○ ラム○ 八	ム○○ グ・ ラ一 グ○ ラム○ 五
五四	四四	三四	二四	一四
項に掲げる電解炉の一〇の	項に掲げる反応炉の一八の	項に掲げる乾燥炉の一四の	項に掲げる溶解炉の一四の	項に掲げる転炉の一四の
	満ト方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ	満ト方四ス排出量メ立ガ
ム五○○ グ・ ラ○ 三	ム○○ グ・ ラ三	ム○○ グ・ ラ一	ム○○ グ・ ラ二	ム○○ グ・ ラ一
グ○ ラム○ 三	グ○ ラム○ 一五	グ○ ラム○ 八	グ○ ラム○ 一〇	ム○○ グ・ ラ一 グ○ ラム○ 一〇

On次の表の上欄に掲げる各項の施設について
て同表の下欄に掲げる直三式。

四		三		二		一									
		素 化 及 珪 及び 水		素 化 素 、		塩 化 水									
令別表第一の二〇の 項に掲げる電解炉 ラム	設	令別表第一の二〇の 一五ミリグ ラム	一 ・ 〇	令別表第一の九の項 に掲げる施設のうち ガラス又はガラス製 品の製造(原料とし てほたる石又は珪 化ナトリウムを使用 するものに限る)、 の用に供するもの、 二一の項に掲げる反 応施設(過磷酸石灰 及び溶解炉(磷酸石 灰質肥料の製造の用に 供するもの)を除く)、 並びに二二の項及び 二三の項に掲げる施	一〇ミリグ ラム	一〇ミリグ ラム	一〇〇ミリグ ラム								
令別表第一の二〇の 項に掲げる反応施 設	設	令別表第一の二〇の 一五ミリグ ラム	一 ・ 〇	令別表第一の九の項 に掲げる施設のうち ガラス又はガラス製 品の製造(原料とし てほたる石又は珪 化ナトリウムを使用 するものに限る)、 の用に供するもの、 二一の項に掲げる反 応施設(過磷酸石灰 及び溶解炉(磷酸石 灰質肥料の製造の用に 供するもの)を除く)、 並びに二二の項及び 二三の項に掲げる施	一〇ミリグ ラム	一〇ミリグ ラム	一〇〇ミリグ ラム								
過磷酸石灰又は重 用に供するものに限 る				化 及 珪 及び 水	塩 化 水	塩 素	化 合 物 び そ の ガ ラ ス 又 は ガ ラ ス 製 品 の 製 造 (原 料 と し て 使 用 す る も の に 限 る) の 用 に 供 す る も の 、 二 一 の 項 に 掲 げ る 反 応 施 設 (過 磷 酸 石 灰 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る も の)を 除 く。 並 び に 二 二 の 項 及 び 二 三 の 項 に 掲 げ る 施 設 及 び 溶 解 炉 (磷 酸 石 灰 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る も の)を 除 く。	化 及 珪 及び 水	塩 化 水	塩 素	化 合 物 び そ の ガ ラ ス 又 は ガ ラ ス 製 品 の 製 造 (原 料 と し て 使 用 す る も の に 限 る) の 用 に 供 す る も の 、 二 一 の 項 に 掲 げ る 反 応 施 設 (過 磷 酸 石 灰 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る も の)を 除 く。 並 び に 二 二 の 項 及 び 二 三 の 項 に 掲 げ る 施 設 及 び 溶 解 炉 (磷 酸 石 灰 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る も の)を 除 く。	化 及 珪 及び 水	塩 化 水	塩 素	化 合 物 び そ の ガ ラ ス 又 は ガ ラ ス 製 品 の 製 造 (原 料 と し て 使 用 す る も の に 限 る) の 用 に 供 す る も の 、 二 一 の 項 に 掲 げ る 反 応 施 設 (過 磷 酸 石 灰 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る も の)を 除 く。 並 び に 二 二 の 項 及 び 二 三 の 項 に 掲 げ る 施 設 及 び 溶 解 炉 (磷 酸 石 灰 質 肥 料 の 製 造 の 用 に 供 す る も の)を 除 く。

備考	五	
うち電気炉(溶解炉の肥料の製造の用に供するものに限る)及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに供するものに限る)。	令別表第一の二の二〇ミリグ	令別表第一の二の二〇ミリグ
項目に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに供するものに限る)。	令別表第一の九の項二〇ミリグ	令別表第一の九の項二〇ミリグ
項目に掲げる施設のうちラム(溶解炉及び乾燥炉並びに二四の項までに掲げる焼結炉)。	ガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る)の用に供するもの。	ガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る)の用に供するもの。
令別表第一の一四の三〇ミリグ	ラム	ラム

別表第三の二(第五条関係)	3 第四欄の(一)内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。有害物質の量が著しく変動する施設については、一工程の平均の量とする。	C _{II} (9/(21-O _S))・C _S この式において、C、O _S 及びC _S は、それぞれ次の値を表すものとする。 C _S 日本産業規格K○一〇七に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一方メートル中の量に換算したもの(単位ミリグラム)
トメ立一量ガ排 フルト方万ガス出	上ルト方万五以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万ガス出	一〇〇立方センチメートル

二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く)。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く)。
未トメ立一量ガ排 未満フルト方万ガス出	上ルト方万五以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万ガス出	一〇〇立方センチメートル
未トメ立四量ガ排 未満フルト方万ガス出	上ルト方万七以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万ガス出	二五〇立方センチメートル

四	三	三の二	二の二
掲げる施設 令別表第一の二の項に	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(前項に掲げるものを除く)。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(前項に掲げるものを除く)。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(前項に掲げるものを除く)。
未トメ立一量ガ排 未満フルト方万ガス出	上ルト方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万ガス出	一三〇立方センチメートル	二六〇立方センチメートル

この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、二九の項から二一の項までに掲げる施設のうち鉛酸素を用いて燃焼を行うものにあつては第二号に掲げる式により、四二の項に掲げる溶解炬のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、四四の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するもの及び四五の項に掲げる施設にあつては第二号に掲げる式により、他の施設にあつては第三号に掲げる式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設があつては、一工程の平均の量とする。

$$s \cdot \left(\frac{1}{4} \right)$$

$$s \cdot C_{\text{II}} \left(\frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_n \right) / \left(\frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_s \right) \cdot C_s$$

$$C_{\text{III}} \left(\frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_n \right) / \left(\frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_s \right) \cdot C_s$$

(これらの式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

王今別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら鉛、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）

肝う金相項と粗一牛束るののも距の項項
グ三〇マロムイクロ

一八の項	四七の項、 三四の項、 二〇の項、 三八の項、	一〇の項、 二四の項、 三八の項、 三九の項、	一〇の項、 二四の項、 三九の項、 三七の項、										
1 8	1 6			1 5	1 4	1 3			1 2	1 1	8 0	7	
													6 5 4 0

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）

		八 令別表第一の一三の項に掲げる燒 成炉のうちセメントの製造の用 に供するもの
		廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和四 十五年法律第百三十七号)第八 条第一項に規定するごみ処理施 設(焼却施設に限る)若しくは 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(昭和四十六年政令 第三百号)以下「廃棄物処理法 施行令」という。第七条第三 号、第五号、第八号、第十号、 第十一号の二、第十二号若しく は第十三号の二に掲げる施設で あつて、火格子面積が二平方メ ートル以上であるか、若しくは 焼却能力が一時間当たり二〇〇 キログラム以上であるもの(専 ら自ら産業廃棄物の処分を行 場合であつて、廃棄物処理法施 行令第七条第五号に掲げる廃油 の焼却施設のうち原油を原料と する精製工程から排出された廃 油以外を取り扱うもの及び次項 に掲げるものを除く。)
	九 廃棄物処理法施行令第六条第一 項第二号亦(2)若しくは同令 第六条の五第二号チの規定によ り水銀を回収することとされた 産業廃棄物又は水銀による環境 の汚染の防止に関する法律(平 成二十七年法律第四十二号)第 二条第二項に規定する水銀含有 再生資源からの水銀の回収の用 に供する施設(回収時に加熱工 程を含む施設に限る。)	一 備考 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表 第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び 一四の項に掲げる施設のうち硫酸化鉄の重量の割 合が五〇パーセント以上である原料若しくは当 該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛 を精錬するもの及び精錬の重量の割合が五〇パ ーセント以上である原料若しくは当該原料から 成る材料を使用して金を精錬するものをい う。
		五〇マイクロ グラム

〔二次精錬の用に供する施設とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。〕

〔この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。〕

〔C_s = C_{II} × (21 - O_n) / (21 - O_s) × C_s の式において、C、O_n、O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。〕

〔C_s 水銀等の量（単位 マイクログラム） O_n 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。〕

一の項、二の項	
七の項	八の項、九の項
1	1
2	0

〔O_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）〕

〔C_s 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位 マイクログラム）〕

〔4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。〕

別表第四（第七条関係）

一 令別表第三第二二号に掲げる区域
二 令別表第三第二七号に掲げる区域
三 令別表第三第二十九号に掲げる区域
四 令別表第三第三三号に掲げる区域
五 令別表第三第三五号に掲げる区域
六 令別表第三第三八号に掲げる区域
七 令別表第三第四七号に掲げる区域のうち、 〔富士市（今宮、石井、間門、鶴無ヶ淵、桑崎、 大淵のうち昔曾比奈、飯森、淵切、州岳、鶴芝、 下、横道下、丸火東及び番地のない区域並びに 江尾のうち中芝尾根、尖石、五ノ尾根、古牧添、 中尾根、聴小屋、御座石、正月坂、薪無、砥石を 除く。〕の区域
八 令別表第三第四八号に掲げる区域のうち、 〔清水市（大平、河内、西里、葛沢、土、布沢、 高山、茂野島、和田島、清地、中河内、宍原、 小河内、吉原、伊佐布、杉山、茂畠及び広瀬を 除く。〕の区域

成谷、大荷土場、一益水、小麦石、金山、乗越
山、沢山、大沢、茅尾根、押出尾根、鳩頭、鳩
尾根、横渡、聖人山、大ヒラ、石尾根、横手、
アセミ平、児持石、綿帽子、猪ノ平、一ノ沢、
吾妻野、大洞、寺尾、中尾及び三ノ沢を除く。)
の区域
九 令別表第三第四九号に掲げる区域
一一 令別表第三第五三号に掲げる区域
一一 令別表第三第五四号に掲げる区域のうち、
四日市市（小林町、高花平一丁目から五丁目ま
で、采女町、小古曾東三丁目七番、貝家町、北
小松町、南小松町、山田町、西山町、小山町、
内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、
和無田町、川島町、小生町、菅原町、寺方町、
高角町、曾井町、桜町、智積町、西坂部町、山
之一色町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾
町、江村町、北野町、黒田町、萱生町、中村町、
平津町、千代田町、伊坂町、山村町、広永町、
朝明町、山城町、札場町、北山町、西大鐘町、
大鐘町、あさけヶ丘一丁目から三丁目まで、八
千代台一丁目及び二丁目、水沢町、水沢野田町、
中野町、小牧町、市場町並びに西村町を除く。）、
三重郡楠町（同郡朝日町及び同郡川越町の区域
一二 令別表第三第五六号に掲げる区域
一三 令別表第三第五八号に掲げる区域
一四 令別表第三第五九号に掲げる区域
一五 令別表第三第六〇号に掲げる区域のうち、
神戸市（北区及び垂水区を除く。）、尼崎市、西
宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市（上佐曾利、香
合新田、下佐曾利、長谷、芝辻新田、大原野、
波豆、境野及び玉瀬を除く。）及び川西市（見
野、東畦野、西畦野、山原、山下、笛部、下財
一庫、国崎、黒川及び横路を除く。）の区域
一六 令別表第三第六一号に掲げる区域
一七 令別表第三第六四号に掲げる区域
一八 令別表第三第六六号に掲げる区域
一九 令別表第三第七四号に掲げる区域
二〇 令別表第三第七五号に掲げる区域
二一 令別表第三第七七号に掲げる区域
二二 令別表第三第七八号に掲げる区域
二三 令別表第三第八〇号に掲げる区域
二四 令別表第三第八三号に掲げる区域
二五 令別表第三第八五号に掲げる区域
二六 令別表第三第八八号に掲げる区域
二七 令別表第三第九〇号に掲げる区域
二八 令別表第三第九六号に掲げる区域

八 令別表第一の二の六の項に掲げ る乾燥施設	九 令別表第一の二の七の項に掲げ る乾燥施設	十 令別表第一の二の八の項に掲げ る洗浄施設	十一 令別表第一の二の九の項に掲げ る貯蔵タンク
四〇〇立方セ ンチメートル 六〇〇、〇〇〇 立方センチメ ートル	七〇〇立方セ ンチメートル	四〇〇立方セ ンチメートル	四〇〇立方セ ンチメートル

二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。 三 散水設備によつて散水が行われていること。	一 令 別 一 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 二 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードから的一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。	四 令 別 一 第一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 二 フード及び集じん機が設置されていて ること。	五 前各号と同等以上の効果を有する措 置が講じられていること。
四 令 別 一 第一般粉じんが飛散しにくい構造の建 築物内に設置されていること。 二 フード及び集じん機が設置されてい ること。	五 前各号と同等以上の効果を有する措 置が講じられていること。	四 令 別 一 第一般粉じんが飛散しにくい構造の建 築物内に設置されていること。 二 フード及び集じん機が設置されてい ること。	五 前各号と同等以上の効果を有する措 置が講じられていること。

二 令 別 一 消火作業は、消火塔にハーダル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 二 令 別 一 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 二 令 別 一 一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。	三 令 別 一 一般粉じんが飛散しにくい構造の建 築物内に設置されていること。	四 令 別 一 第一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物 は土石を堆積する場合は、次の各号の一 に該当すること。
二 令 別 一 第一般粉じんが飛散しにくい構造の建 築物内に設置されていること。	三 令 別 一 第一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物 は土石を堆積する場合は、次の各号の一 に該当すること。	四 令 別 一 第一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物 は土石を堆積する場合は、次の各号の一 に該当すること。

二 令 第三条の四第 一 号に掲げる作 業の対象となる建築物等に使 用される薬液等により湿潤化すること。 （五の項に掲げ るもの除く。） （次項又は五のイ 特定建築材料の除去を行 ふる場所（以下「作業場」とい う）。他の場所から隔離する こと。隔離に当たっては、作業場 の出入口に前室を設置す ること。	三 令 第三条の四第 一 号又は第二号 に掲げる作業の うち、石綿を含 むする仕上塗材 を除去する作業 （五の項に掲げ るもの除く。） （次項又は二 のイ特定建築 材料の除去を行 ふる場所（以下 「作業場」とい う）。他の場所 から隔離する こと。隔離に當た つては、作業場 の出入口に前室 を設置すること。
二 令 第三条の四第 一 号に掲げる作 業の対象となる建築物等に使 用される薬液等により湿潤化すること。 （五の項に掲げ るもの除く。） （ロ）電気グラインダーその他 の電動工具を用いて特定建築 材料を除去するときは、次に 掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行 う部分の周辺を事前に養生す ること。	三 令 第三条の四第 一 号又は第二号 に掲げる作業の うち、石綿を含 むする仕上塗材 を除去する作業 （五の項に掲げ るもの除く。） （ロ）電気グラインダーその他 の電動工具を用いて特定建築 材料を除去するときは、次に 掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行 う部分の周辺を事前に養生す ること。

四 令第三条の四	<p>第一次に掲げる作業の対象となる建築物等に有する成形板その他の建築材料をうち、石綿を含む成形板を含む特定建築材料等及び石綿を含む特定建築材料等から取り外すこと。</p> <p>二号又は第二号の方法により特定建築材料を除去すること。</p> <p>（吹付け石綿、石綿含有成形板等）を除く。この項目に規定するものと同一の下欄においてく。」を除去することが技術上の「石綿含有成形板等」という。この項目に掲げる作業に除去する作業該当するものとして行う作業（一）の項から三の性質上適しないときは、除の項まで及び次項に掲げるものにより湿潤化すること。</p> <p>（二）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは、令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>（3）特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
五 令第三条の四第 一号に掲げる作 業のうち、人が 立ち入ることが すること。	<p>第一次に掲げる作業の対象となる建築物等に有する成形板その他の建築材料をうち、石綿を含む成形板を含む特定建築材料等及び石綿を含む特定建築材料等から取り外すこと。</p> <p>二号又は第二号の方法により特定建築材料を除去すること。</p> <p>（吹付け石綿、石綿含有成形板等）を除く。この項目に規定するものと同一の下欄においてく。」を除去することが技術上の「石綿含有成形板等」という。この項目に掲げる作業に除去する作業該当するものとして行う作業（一）の項から三の性質上適しないときは、除の項まで及び次項に掲げるものにより湿潤化すること。</p> <p>（二）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは、令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>（3）特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

六 二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等による作業	危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去するこれが著しく困難な作業

樣式第1

様式第1	
〔平成生産の説明(押印、実写)捺印用書	
選出の候加 姓 名	年 月 日
提出者 民姓と本籍地を記入して捺印 する。又、その他の氏名を記入する場合は、 大字(町名)と併記する。例)大字(町名)○○(姓) ○○(氏名)	
選出の候加 姓 名	選出の候加 姓 名
上級又は准級 の職員	選出の候加 姓 名
○) 常勤生産者 の職員	選出の候加 姓 名
○) 事務職員	選出の候加 姓 名
別途記の上記より 選出の候加 姓 名	選出の候加 姓 名
○) 常勤生産者 の配偶者	選出の候加 姓 名
○) 常勤生産者 の子供	選出の候加 姓 名
○) 常勤生産者 の孫	選出の候加 姓 名
○) 以上に記載の外の者 の候加姓 名	

上課次數及成績		各項評量與成績					
上課次數	成績	期中	期初	期中	期初	期中	期初
1	是	口頭					
2	否	書面					
3	是	口頭	80	80	80	80	80
4	否	書面	80	80	80	80	80
5	是	口頭	80	80	80	80	80
6	否	書面	80	80	80	80	80
7	是	口頭	80	80	80	80	80
8	否	書面	80	80	80	80	80
9	是	口頭	80	80	80	80	80
10	否	書面	80	80	80	80	80
11	是	口頭	80	80	80	80	80
12	否	書面	80	80	80	80	80
13	是	口頭	80	80	80	80	80
14	否	書面	80	80	80	80	80
15	是	口頭	80	80	80	80	80
16	否	書面	80	80	80	80	80
17	是	口頭	80	80	80	80	80
18	否	書面	80	80	80	80	80
19	是	口頭	80	80	80	80	80
20	否	書面	80	80	80	80	80
21	是	口頭	80	80	80	80	80
22	否	書面	80	80	80	80	80
23	是	口頭	80	80	80	80	80
24	否	書面	80	80	80	80	80
25	是	口頭	80	80	80	80	80
26	否	書面	80	80	80	80	80
27	是	口頭	80	80	80	80	80
28	否	書面	80	80	80	80	80
29	是	口頭	80	80	80	80	80
30	否	書面	80	80	80	80	80
31	是	口頭	80	80	80	80	80
32	否	書面	80	80	80	80	80
33	是	口頭	80	80	80	80	80
34	否	書面	80	80	80	80	80
35	是	口頭	80	80	80	80	80
36	否	書面	80	80	80	80	80
37	是	口頭	80	80	80	80	80
38	否	書面	80	80	80	80	80
39	是	口頭	80	80	80	80	80
40	否	書面	80	80	80	80	80
41	是	口頭	80	80	80	80	80
42	否	書面	80	80	80	80	80
43	是	口頭	80	80	80	80	80
44	否	書面	80	80	80	80	80
45	是	口頭	80	80	80	80	80
46	否	書面	80	80	80	80	80
47	是	口頭	80	80	80	80	80
48	否	書面	80	80	80	80	80
49	是	口頭	80	80	80	80	80
50	否	書面	80	80	80	80	80
51	是	口頭	80	80	80	80	80
52	否	書面	80	80	80	80	80
53	是	口頭	80	80	80	80	80
54	否	書面	80	80	80	80	80
55	是	口頭	80	80	80	80	80
56	否	書面	80	80	80	80	80
57	是	口頭	80	80	80	80	80
58	否	書面	80	80	80	80	80
59	是	口頭	80	80	80	80	80
60	否	書面	80	80	80	80	80
61	是	口頭	80	80	80	80	80
62	否	書面	80	80	80	80	80
63	是	口頭	80	80	80	80	80
64	否	書面	80	80	80	80	80
65	是	口頭	80	80	80	80	80
66	否	書面	80	80	80	80	80
67	是	口頭	80	80	80	80	80
68	否	書面	80	80	80	80	80
69	是	口頭	80	80	80	80	80
70	否	書面	80	80	80	80	80
71	是	口頭	80	80	80	80	80
72	否	書面	80	80	80	80	80
73	是	口頭	80	80	80	80	80
74	否	書面	80	80	80	80	80
75	是	口頭	80	80	80	80	80
76	否	書面	80	80	80	80	80
77	是	口頭	80	80	80	80	80
78	否	書面	80	80	80	80	80
79	是	口頭	80	80	80	80	80
80	否	書面	80	80	80	80	80
81	是	口頭	80	80	80	80	80
82	否	書面	80	80	80	80	80
83	是	口頭	80	80	80	80	80
84	否	書面	80	80	80	80	80
85	是	口頭	80	80	80	80	80
86	否	書面	80	80	80	80	80
87	是	口頭	80	80	80	80	80
88	否	書面	80	80	80	80	80
89	是	口頭	80	80	80	80	80
90	否	書面	80	80	80	80	80
91	是	口頭	80	80	80	80	80
92	否	書面	80	80	80	80	80
93	是	口頭	80	80	80	80	80
94	否	書面	80	80	80	80	80
95	是	口頭	80	80	80	80	80
96	否	書面	80	80	80	80	80
97	是	口頭	80	80	80	80	80
98	否	書面	80	80	80	80	80
99	是	口頭	80	80	80	80	80
100	否	書面	80	80	80	80	80

- ① 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- ② 規約の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該柱欄に規定する項目について記載すること。
- ③ はいが発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記し、「右の図は、()の構造概要図である」と記入すること。

別紙2 はい煙生産路の使用の方法		
上場又は新規業者における販賣基準		
販賣方法	取引方法(販賣方法)、場所、販賣者	販賣者
売上額、支 出額、利 益額、利 潤額、盈 余額等の 各項目	販賣額(販賣額等)、販賣額(販賣額等)	販賣額(販賣額等)
税	税	税
税外収入 (現)	税外収入(現)	税外収入(現)
販賣金額	販賣金額	販賣金額
販賣量	販賣量	販賣量
販賣方式	販賣方式	販賣方式
販賣額(現)	販賣額(現)	販賣額(現)
販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)	販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)	販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)
販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)	販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)	販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)
販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)	販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)	販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)
販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)	販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)	販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)
販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)	販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)	販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)
販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)	販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)	販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)
販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)	販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)	販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)
販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)	販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)	販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)
販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)	販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)	販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)
販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)	販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)	販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)
販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)	販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)	販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)
販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)	販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)	販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)
販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)	販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)	販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)
販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)	販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)	販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)
販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)	販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)	販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)
販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)	販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)	販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)
販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)	販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)	販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)
販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)	販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)	販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)
販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)	販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)	販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)
販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)	販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)	販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)
販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)	販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)	販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)

参考 1 販賣の方法や販賣の合意内容についての表記の範囲(%)の範囲にあたつては、
 是非どちらにかかる書類かによって異なります。
 販賣が多角的で複数に亘る場合は、必要な要素をすべて記しておきたい場合は「複数の方法による複数の取引」を記入してください。複数の取引には複数の取引者、複数の取引地、複数の取引額があります。
 (a) 営業の場合は、既存店舗の営業等とするとき、営業の営業とすること。
 (b) 通販の場合は、既存店舗の通販等とするとき、通販の通販とすること。
 参考例の場合は、(a)営業の営業が複数に亘る場合は、複数の取引について一つの表記する場合とします。
 ただし、複数の取引の中には、(b)営業の営業がある場合は、複数の取引に該当する複数の取引者、複数の取引地、複数の取引額となります。
 カタログ販、チャーチル販、マーケット販、デリバリー販、オフマーケット販等に該当する複数の取引の中には、複数の取引者、複数の取引地、複数の取引額となる場合があります。

別紙3 はい煙の供給の方法		
(1) 営業用機器の本体又は参考用機器における販賣基準		
販賣方法	取引方法(販賣方法)、場所、販賣者	販賣者
売上額、支 出額、利 益額、利 潤額、盈 余額等の 各項目	販賣額(販賣額等)、販賣額(販賣額等)	販賣額(販賣額等)
税	税	税
税外収入 (現)	税外収入(現)	税外収入(現)
販賣金額	販賣金額	販賣金額
販賣量	販賣量	販賣量
販賣方式	販賣方式	販賣方式
販賣額(現)	販賣額(現)	販賣額(現)
販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)	販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)	販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)
販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)	販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)	販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)
販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)	販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)	販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)
販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)	販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)	販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)
販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)	販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)	販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)
販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)	販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)	販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)
販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)	販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)	販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)
販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)	販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)	販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)
販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)	販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)	販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)
販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)	販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)	販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)
販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)	販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)	販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)
販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)	販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)	販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)
販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)	販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)	販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)
販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)	販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)	販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)
販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)	販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)	販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)
販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)	販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)	販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)
販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)	販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)	販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)
販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)	販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)	販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)
販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)	販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)	販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)
販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)	販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)	販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)
販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)	販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)	販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)

別紙4 はい煙の販賣実績の算出方法		
販賣方法	取引方法(販賣方法)	取引方法(販賣方法)
売上額、支 出額、利 益額、利 潤額、盈 余額等の 各項目	販賣額(販賣額等)	販賣額(販賣額等)
税	税	税
税外収入 (現)	税外収入(現)	税外収入(現)
販賣金額	販賣金額	販賣金額
販賣量	販賣量	販賣量
販賣方式	販賣方式	販賣方式
販賣額(現)	販賣額(現)	販賣額(現)
販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)	販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)	販賣額(現)(a) 販賣額(現)(b)
販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)	販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)	販賣額(現)(c) 販賣額(現)(d)
販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)	販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)	販賣額(現)(e) 販賣額(現)(f)
販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)	販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)	販賣額(現)(g) 販賣額(現)(h)
販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)	販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)	販賣額(現)(i) 販賣額(現)(j)
販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)	販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)	販賣額(現)(k) 販賣額(現)(l)
販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)	販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)	販賣額(現)(m) 販賣額(現)(n)
販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)	販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)	販賣額(現)(o) 販賣額(現)(p)
販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)	販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)	販賣額(現)(q) 販賣額(現)(r)
販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)	販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)	販賣額(現)(s) 販賣額(現)(t)
販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)	販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)	販賣額(現)(u) 販賣額(現)(v)
販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)	販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)	販賣額(現)(w) 販賣額(現)(x)
販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)	販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)	販賣額(現)(y) 販賣額(現)(z)
販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)	販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)	販賣額(現)(aa) 販賣額(現)(bb)
販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)	販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)	販賣額(現)(cc) 販賣額(現)(dd)
販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)	販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)	販賣額(現)(ee) 販賣額(現)(ff)
販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)	販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)	販賣額(現)(gg) 販賣額(現)(hh)
販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)	販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)	販賣額(現)(ii) 販賣額(現)(jj)
販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)	販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)	販賣額(現)(kk) 販賣額(現)(ll)
販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)	販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)	販賣額(現)(mm) 販賣額(現)(nn)
販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)	販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)	販賣額(現)(oo) 販賣額(現)(pp)

参考 1 営業用機器の場合に注書きする項目は、販賣用機器の場合に注書きする項目とは異なります。
 ただし、販賣用機器の場合と同様に、(1)はい煙の営業等、(2)はい煙の販賣額等を記入する事とします。
 (1)の場合は、「はい煙の営業等」として、(2)の場合は、「はい煙の販賣額等」として記入する事とします。
 (2)の場合は、「はい煙の営業等」として、(1)の場合は、「はい煙の販賣額等」として記入する事とします。
 4 修正された機器の表示は、大気汚染物質法施行規則第4条の規定によるものとします。
 5 はい煙の営業用機器の構成図とその要約を記入した概要図を記録すること。

例) 甲: 指定する合意書提出地の種類の別に、大企業契約は正確な地理でWリリース1の22-海
岸店の店舗名及び郵便番号記載すること。
乙: 200円の場合は、記載しないこと。
3 変更届の場合は、記載しないこと。
4 变更届の場合は、記載する部分について、変更前及び変更後の内容を対照さ
せること。
5 係出者及び別紙の用紙の大きさは、画面、表等やむを得ないものを除き、日本産業
規格A4とすること。
6 係出ガスを地政所において処理していない場合には、別紙の届出は不要い。

別紙第1 属性別会社化合併件数別段階ごとの構造及び徴用の方法	
属性別会社化合併件数別段階ごとの構造	
新規・既存・既存	
新規・既存・新規	
既存・既存・既存	
既存・既存・新規	
既存・新規・既存	
既存・新規・新規	
新規・新規・既存	
新規・新規・新規	
既存・既存・既存・既存	
既存・既存・既存・新規	
既存・既存・新規・既存	
既存・既存・新規・新規	
既存・新規・既存・既存	
既存・新規・既存・新規	
既存・新規・新規・既存	
既存・新規・新規・新規	
新規・新規・既存・既存	
新規・新規・既存・新規	
新規・新規・新規・既存	
新規・新規・新規・新規	

【解説】
1. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
2. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
3. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
4. 2.と3.の合計額が、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
5. 販売原価については、通常は直売で販売する会社における販売原価にけることとする。
6. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
7. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
8. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
9. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。
10. 営利法人の場合は、年次会計報告書に「販売原価」と「販売費用」を記載する。

開発着手日を年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 2 排出ガス量は、限りガスであつて、最大のものを記載すること。
 3 振発性有機化合物濃度は、限りガス中の濃度とすること。
 4 振発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

備考 1 一般粉じん生成施設の種類の欄には、大気汚染防除法施行令別表第二に掲げる項目及び名称を記載すること。
2 仰印の欄には、記載しないこと。
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4 留出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本規格種A4とすること。

樣式第3

参考 1 放置運転の場合には予手定年月日及び使用開始日を予定年月の欄に、使用開始の場合は設置年月日の欄に、要修理等の場合は設置年月日、予手定年月日及び後回送始定期は予定年月の欄に、それれ記載すること。
2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する仰角度、ガイド車の軸条の幅等について記載すること。
3 一般般 こん発生施設及び一般般 こんの燃焼又は防止のための装置(フードを含む)構造とその主要な部品を記入した概要図を添付すること。

備考 ① 政府支出の場合には着手予定期日月及び使用開始予定期年月日の間に、使用開始の場合は着手予定期年の月に、変更実施の場合は着手予定期月の月に、そなえて記載すること。
② 積算の種類、性質、並に各項の構成割合、積算の範囲には、比率、面積、水分量、個数等を記載すること。
③ 教育の方法、教育場所の方法、職場の方法及び他の施設の施設の範囲には、
　　a) 教育の方法と被教養の会員数と、
　　b) 教育実績を記載すること。
④ その他の範囲には、被教養者に対する監視について記載すること。
⑤ 一般に既存の施設及び既存の施設の改修のための既設の構造とそれを改修する方針を記入した監視対象を記載すること。

図2 一般社員の年次休暇の申請手順(例) 年始休暇の申請手順(年始休暇の申請は、従業員登録の場合は翌年1月の欄に、変更届出の場合は既設年月欄に、年始休暇の場合は既設年月欄に、変更届出の場合は既設年月欄に、年始予定年月欄に記載する)。

- 1 その他の欄に、飲水等と同等以上の効果を有する装置について記載すること。
- 2 一般社員に生産性及び販路開拓の効率化又は防止のための装置(ワードを含む)の導入とその主な内容を記入する。既設欄に記述する事。

の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定期年月日及び使用開始予定期年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 その他の欄には、飲水等と同等以上の効果を有する装置について記載すること。
3 一般社団法人発生地施設及び一般社団法人の効率又は防止のための装置(「ード」を含む。)が構造とその手順を記入した概要図を添付すること。

4 集じん機の維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機の左右の交換頻度等を記載すること。

5 飲料水の欄には、飲水量、飲水時間、飲水の実施頻度等を記載すること。

6 健康管理の欄には、健診回数、健診回の回数別割合、健診等の結果を記載すること。

7 参考事項の欄には、吸収装置で處理される特有物質の保管及び処理方法等を記載すること。

8 特殊玷じんの理屈は物理玷じんの理屈を防ぐための装具(フードを含む。)の構造とその必要条件を記した説明文を記す欄を設けること。

様式第三の三

削除

新規開拓には必ず現地の土産に用に付することも、同規則に基づく講習の実施機関の登録登記に、新規開拓の実施機関登録及び建設基材の販賣有効期間と同様に力の有する者と認められるものに係る登記は、その地主に用に付することも、これを行ふことを事前に認めて置ること。

3 事業者の新規登記並に新規開拓に用に付しない場合の開拓の範囲は、該開拓工事の対象となる範囲を算定して、さらに合意する範囲を明確にして、該開拓の範囲に付すること。

4 事業者の開拓の範囲は、大雪及び防災法並に開拓規則第4条の規定による所で新規等工事が新規に定められたもののみならず、新規開拓の方法及び併びに合意の条件等に定められたものに付すること。

新規開拓件数は、新規開拓の範囲の裏面は該該新規開拓の方法が複数ある場合は、一つのものでの表示を許す付すること。

様式第3の5
特定期工事用津山作業実施届出書 年 月 日部道府県知事
市長氏名又は本名及び住所
届出者 法人における代表者の
電話番号押付けられた標識を有する材料、保護標識に付された標識(保護標識)、鉛錠等を含む
荷物のうち、行政機関の立派な手帳の記載(運送会社の運送票)に記載されたものと同一であることを示す

印鑑(右側の印鑑)

印鑑(左側の印鑑)

印鑑(右側の印鑑)

備考 1 排出量等について、濃度は標準度であるて圧力が気体の状態(この場合には特に「標準状態」という)における量に、水銀濃度は、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

2 水銀濃度は、吸きさぎ中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。

3 水銀度は、水銀等の施設処理の場合には、環境の濃度を記すこと。

4 参考事項の欄には、水銀等の排出量が著しく変動がある施設についての一工時の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

問 1. おおむね「いつまで生きるか」を決めるのは、自分自身の心から大切に思っている場合と、他の人の意見から決める場合とあります。

2. 診断段階では、まずは半年~1年目と中期開拓で半年~1年の期間で、医療用具を販売する場合は、販売は翌月の日付で、要更期の場合は、翌月の15日付で、半年定期点検と月次定期点検の場合は、翌月の15日付で、それぞれ販売する。

3. 採用する標準規格が、標準規格が定められて正しく気泡の発生しないもの(この点においては、規格の状態)といふ。これは特に、木工機械については、標準規格における排出ガス(ガスメータ)の量の中でも、それを規定するところの、

4. 機械の構成部品のうち、最も重要な部品である、

5. 水槽部の熱交換器の取扱いによる主な問題を記述した概要を説明せよ。ただし、熱交換器の構造や熱交換器を運行するための主要な条件を記述した概要を説明せよ。

樣式第4

様式第4

氏名等変更届出書
年月日
都道府県知事
署
提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人についててその住居者の氏名

- ① 後印の欄には、記載しないこと。
- ② 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。
- ③ ばい煙発生地施設、揮発性有機化合物排出地施設、一般粉じん発生地施設、特定粉じん発生地施設又は水銀排出施設の全ての欄は、該当するもの全てを記載すること。

樣式第5

- ① 後印の欄には、記載しないこと。
- ② 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の区分は、該当するもの全てを記載すること。

样式第7/2

参考書

- 1) 全般概念には「水素結合」と「分子水素の見つけ方」について、後者は標準でもあつて「高圧の気圧の状態における抽出ゲルビス立会式」の中にも挿入したものとです。
- 2) *CeO層*には別途第2回の「縦に」として書いた載録を、この欄には別表3の「横に」と並ぶように上書きされた載録を記載すること。
- 3) ガス水素と水素との間に集中して存在する水素及びその化合物の総称であり、粒子水素とは構成の状態で濃度を意味するが水素及び他の化合物の総称である。ガス水素及び液体状の水素を濃度表示し、同じ種類の水素を比較する。
- 4) 防止過剰水素は、操作を行なう際の過剰の過剰の過剰を防ぐこと。
- 5) 五酸化二鉄は「活性化水素」と同じ意味で、初期段階で見つけられた物質。

表		第 122 ページノート	号
大気汚染防止法第26条第3項の規定による申分認明書			
写	職名及び年齢		
	年 月 日生	年 月 日勤行	年 月 日届け有効
眞	郵送依頼事由		
	郵	便	印